

【資料 6】

(2) 群馬県の基準及び県独自の取組

※第1回委員会にて配布済の資料5より抜粋

○令和5年度 群馬県市町村立小・中・特別支援学校学級編成基準

学校の種類	学級編成の区分	1学級の児童生徒数
小学校 (義務教育学校 前期課程を含む)	同学年の児童で編成する学級	
	1 第1学年～第4学年	35人
	2 第5学年、第6学年	40人
	複式学級(二の学年の児童で編成する学級)	
	1 第1学年の児童を含む学級	8人
2 第1学年の児童を含まない学級	16人	
	特別支援学級(学校教育法第81条)	8人
中学校 (義務教育学校 後期課程を含む)	同学年の生徒で編成する学級	40人
	複式学級(二の学年の生徒で編成する学級)	8人
	特別支援学級(学校教育法第81条)	8人
特別支援学校	※省略	※省略

○ニューノーマル GUNMA CLASS PROJECT

1 趣旨

教育イノベーションの一環として1人1台端末の効果的な活用により、一人一人の特性や学習進度等の応じた「個別最適な学び」と答えが一つではない課題や答えのない課題に対応する「協働的な学び」を推進し群馬ならではの新しい学びを確立する。

2 方針

全学年において、少人数学級編成を実施する

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国標準	35	35	35	35	40	40	40	40	40
県基準	35	35	35	35	40	40	40	40	40
ニューノーマル GCP	30	30	35	35	35	35	35	35	35
みどり市	30	30	35	35	35	35	35	35	35

※みどり市では、ニューノーマル GCP の基準を基に、実際に各校で編成する学級編成基準を定めています。

※国基準は R6 年度より、小5・小6について40人から35人へと引き下げられ、それに伴い、県基準も引き下げられていく見込み。